

# 佐用町中学校部活動活動方針

平成 3 1 年 4 月  
佐用町教育委員会

## 目 次

- 1 策定の趣旨
- 2 適切な運営のための体制整備
- 3 休養日等の設定
- 4 部活動指導のあり方
- 5 事故等への対応
- 6 保護者、地域との連携

## 1 策定の趣旨

中学校の部活動は興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図るものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資したりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。

しかし一方で、勝利至上主義的な考えによる過度な練習の強要、生徒の自主性・個別性を軽視した運営、少子化による部員数や教員数の減少、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から顧問教員の超過勤務の増大等が問題となっており、持続可能な部活動のあり方が問われている。

そこで、本町では、平成30年3月にスポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、平成30年9月に策定された県教育委員会の「いきいき運動部活動」をもとに、中学校長会との協議を重ね、生徒の健康管理と教員の負担軽減を図るため、「佐用町中学校部活動活動方針」を策定し、生徒が生涯にわたって、豊かなスポーツライフや文化活動を実現する資質・能力を育むことを目指す。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針等の策定

ア 町教育委員会は、県教育委員会「いきいき運動部活動（4改訂版）」を踏まえ、「佐用町中学校部活動活動方針」を策定する。

イ 校長は、「佐用町中学校部活動活動方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、学校の活動方針に則り、毎月の活動計画（休養日や活動時間を明記）を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を校長に報告する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

### ア 各学校において設置する組織

#### ○「部活動顧問会」

(目的) 顧問同士の情報交換、部活動の取組状況について評価、検証、改善を推進する。

(構成) 各部活動顧問代表、部活動指導員

### イ 部活動の指導者

#### ○部活動顧問の決定

校長は、校務全体の効率的な実施という起点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。さらに各部活動の活動内容を把握し、その活動が生徒にとって適切であり、また教員にとって過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・是正を図る。

#### ○部活動指導員の任用・配置

町教育委員会は、学校からの希望がある場合、実態に応じて指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の超過勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に派遣する。

また、部活動指導員の任用にあたっては、別に定める条件を満たす者とする。町教育委員会が実施する研修を終了後、部活動指導員は、校長の許可のもと、部活動顧問として、単独で指導や学校外での活動の引率をすることができる。

## 3 休養日等の設定

### (1) 活動日・休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、以下の5点を基準とする。

#### ア 学期中は週当たり2日以上休養日を設定する。

(平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上設定する)

イ 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

ただし、練習試合・大会等の場合は、過度の負担とならないように計画的に実施する。

ウ 中学校体育連盟の公式戦（総合体育大会・新人大会等）及び、公式戦直前の練習等やむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断のもと、活動日を設定することができる。

その際の休養日については、平日は平日に、土日等の休業日は休業日に振り替える。

エ 長期休業中も学期中に準じる。

（部活動以外にも多様な活動を行うことができるように連続する長期の休養期間を設ける）

オ 早朝練習を実施する場合は、生徒・保護者・教員の過度な負担とならないように配慮し、活動時間は30分程度とする。

（平日のノー部活デーは朝練も実施しない）

## （2）参加する大会・コンクール等の見直し

校長は、各部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、生徒や教員の過度な負担とならないように、参加する大会・コンクールを精選する。

## 4 部活動指導のあり方

### （1）生徒の人間的な成長を支援

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化活動等に親しみ、楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間形成を図るための活動である。過度な練習による傷害や燃え尽き症候群を生じさせないようにする。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な指導の推進

適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動の工夫に取り組む。

(3) 安全管理の徹底

生徒の健康状態や気温、気象状況等の環境を考慮し、練習時間、水分補給や休息时间等を設定する。また、用具や施設の点検、管理にも十分に気を配る。特に定期考査や学校行事（体育的行事等）、長期休業の直後は注意する。また、指導者はもとより生徒自身にも常に安全意識を高める指導を行い、日頃から事故を未然に防ぐために健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。

(4) 目標をもって取り組める活動

部活動は、生徒自らが目標を見つけ、その実現に向けて工夫し、挑戦するとともに、仲間と協力したり、学年を超えた連帯感を高めたりするなど、人間形成に大きく寄与するものである。目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感、生徒の自信を育み、たくましく生きぬく礎を築くものである。

(5) 体罰や暴言の禁止の徹底

体罰や暴言は、教員の熱意の表れでなく、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、これらの行為すべてを禁止する。

5 事故等への対応

(1) 事故や傷病が発生した場合に備え、生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう体制を整えておく。

(2) 消防署・医療機関等との連携を図る。

(3) 保険の加入については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用する。

## 6 保護者、地域との連携

(1) 町教育委員会は、本町の部活動のあり方について、本方針を示し、学校、保護者、地域と共有し、広く町民に発信する。

(2) 各中学校は、保護者や地域等の理解を得て適切に部活動を運営する。

町教育委員会：「佐用町中学校部活動活動方針」の公表

各中学校：「学校の部活動活動方針」の保護者への説明

(3) 各種目協会等と連携し、外部指導者の協力や中学校部活動として参加する大会の精選について協議する。

※ 平成31年度については、1学期を試行期間とし、2学期より徹底する。